

議案第194号

福岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、旅館業法の一部改正により、事業譲渡による営業者の地位の承継に関する規定が追加されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

福岡市旅館業法施行条例（平成24年福岡市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第2項中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第10条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。